(目的)

第1条 この規程は、学校法人東日本学園の管理運営に携わる役員等の待遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の意義)

第2条 この規程で定める役員とは、学校法人東日本学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第 5条第1項に規定する役員とする。

(報酬の支給)

- 第3条 前条に定める役員のうち、常勤の役員(職員が理事を兼ねる場合を除く)については、別表 に定める報酬を支給し、その都度理事会で報酬額を決定する。
- 2 職員が理事を兼ねる場合については、月額50,000円の報酬を支給する。
- 3 非常勤の役員については、報酬を支給しない。ただし、特定の業務を担当する理事については、 その期間中に限り、月額200,000円を上限に報酬を支給する。

(手当等の支給)

- 第4条 役員が、学園の主催する会議に出席する場合、日当を支給する。
- 2 監査手当は、監事の業務監査に対して一日30,000円を支給する。ただし、日当と重複しての支給 はしない。

(期末手当)

第5条 常勤の役員には、期末手当を支給することができる。

(報酬・手当等の改訂)

第6条 報酬及び手当等の改訂については、理事会の議を経て理事長が決定する。

(評議員の報酬)

- 第7条 寄附行為第5条第2項に規定する評議員については、報酬を支給しない。
- 2 評議員が、学園の主催する会議に出席する場合、日当を支給する。

(会計監査人の報酬)

- 第8条 寄附行為第5条第3項に規定する会計監査人には、監事の同意を得た上で、理事会が決定した年額報酬を支給する。
- 2 前項の報酬及びその他の諸費用の取り扱いについて、会計監査人との間で締結する契約に従うものとする。

(補則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、役員等に対する報酬及び手当等の支払方法は、本学の給与規程を準用する。
- 2 役員等の慶弔に関するものは、本学の弔慰事項の取り扱いについて(申合せ)による。
- 3 顧問の報酬については、その都度理事会で決定する。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項で疑義が生じたときは、その都度理事会で協議決定する。 (改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

- この規程は、平成元年5月25日から施行する。
- この規程は、平成6年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

職名	号俸	報酬月額
	14	1, 100, 000
	13	1, 050, 000
	12	1,000,000
	11	950, 000
理事長(10号~14号)	10	900, 000
副理事長(9号~13号)	9	850, 000
専務理事(8号~11号)	8	800, 000
常勤の理事(1号~9号)	7	750, 000
常勤監事(1号~7号)	6	700, 000
	5	650, 000
	4	600, 000
	3	550, 000
	2	500,000
	1	450,000